

雑則	法第 92 条 令第 2 条	作成（改訂）日
	面積、高さ及び階数の算定	令和 4 年 3 月 1 日
<b>グレーチング状・すのこ状バルコニー等の取扱い</b>		
<p>バルコニー等をグレーチング状・すのこ状（以下「グレーチング等」という）とする場合は、建築面積に算入する。また、その下部を屋内的用途（駐車場、ごみ置場等）に供する場合は、床面積に算入する。</p> <p>グレーチング等は、法第 2 条第 1 項第一号中の「屋根及び柱・・・（これに類する構造のものを含む）」により屋根として取扱うものとする。</p> <p>ただし、令第 2 条第 1 項第二号ただし書き（平 5 建告第 1437 号）の規定に適合する建築物またはその部分については、その端から水平距離 1 m 以内の部分の水平投影面積は建築面積に算入しない。</p>		
技術的助言など	一層二段の自走式自動車車庫に関する建築基準法上の取扱いについて（平成 4 年 4 月 16 日付け住指発第 142 号）	
参考文献など	2017 年度版 建築確認のための 基準総則集団規定の適用事例 P.12	